

平成二十二年九月十五日（水曜日）

出席委員（十三名）

委員長	奈良岡	文	英		
副委員長	工藤	健	一		
委員	鶴賀谷		貴	小野	稔
	藤林	公	正	吉村	忠男
	相馬	勝	治	平田	博幸
	佐々木	政	美	横山	憲一
	横山	哲	英	浅利	直志
	野呂	日	出男		

欠席委員（一名）

清水孝夫

説明のため出席した者

町長部局

町長	小田桐	智	高
副町長	浅利		一
総務課長選管事務局長併任	三上		治
財政課長	新谷	義	昭
税務課長	泉田	裕	明
企画課長	能登谷	英	彦
住民課長	浅利	勇	蔵
福祉課長	五十嵐		晋
農政課長農委事務局長併任	小杉	利	彦
建設課長	対馬	猛	清
上下水道課長	三浦	郁	雄
会計管理者会計課長兼務	齋藤	美	津昭
常盤支所長	笹森	末	八
監査委員	神		忠勝
選管委員長	小田桐	旭	雄

教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
常 盤 文 化 会 館 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
農 委 会 長

鳴 海 諄
館 山 新 一
加 福 哲 三
福 井 勝 彦
根 岸 鉄 二
對 馬 一 孝
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長
補 佐

奈良岡 信 彦
佐々木 克 治

審 査 日 程

議案第五十五号 平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
議案第五十六号 平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求
めるの件
議案第五十七号 平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの
件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（奈良岡文英君）

改めて、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

一番清水孝夫委員から所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（奈良岡文英君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

審査日程に従い、本日は議案第五十五号平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第五十五号平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

収入支出決算の説明を求めます。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

おはようございます。

それでは、議案第五十五号平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明いたします。

決算書の三百二十ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で三億八千六万三千百二十九円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億七千五百五万一千百八十七円で、そのうち仮受消費税及び地方消費税が一千七百七十二万八千三百九十六円であります。

第二項営業外収益が五百一万一千九百四十二円で、そのうち仮受消費税及び地方消費税が二万三千七百十六円あります。

次に、支出でございますが、総額で三億四千五百七十七万七千二百五円あります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億七十二万七百八十八円

で、そのうち仮払消費税及び地方消費税が七百八十二万九千四百八十八円であります。第二項営業外費用が四千五百五万六千四百十七円で、そのうち納付する消費税が八百五万八千六百元、この消費税は費用には計上されないものであります。

三百二十二ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一億四千五百十二万六千三百五十五円であります。内訳といたしましては、第一項企業債が一億三千六百万円、そのうち繰上償還のための借換債が二件で、一億四百万円です。J R 五能線の畑岡踏切付近を横断する水道管布設工事に伴う上水道事業債が一件で、三千二百万円であります。

第二項他会計補助金が六百三十二万二千元、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還元金の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。

第三項他会計負担金五十七万二千三百五十五円、これは消火栓設置費用として一般会計から繰り入れした負担金であります。

第五項長期貸付金二百二十三万二千元、これは農業集落排水事業会計への貸付金の元金償還分であります。

次に、支出が総額で三億三千四百十五万九千五百九十八円であります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が三千四百七十六万五千六百八十六円、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が百六十万二千八百十円あります。主なものといたしましては、J R 五能線の畑岡踏切付近を横断する水道管布設替工事費が三千二百九十七万九千七百九十六円あります。

第二項企業債償還金が二億六千九百三十九万三千九百十二円、そのうち繰上償還分が二件で、一億四百七万四千五百四十円あります。償還先別件数では、財政融資資金が十七件、金融機構資金が二十五件、民間資金が八件あります。

第三項長期貸付金三千万円、これは農業集落排水事業会計へ運転資金として貸し付けしたものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億八千九百三万三千二百四十三円については、損益勘定留保資金等で補ったものであります。

三百三十ページをお開きください。

次に、事業の概要のうち、主に業務量につきまして、ご説明いたします。

給水人口が前年と比較して、百六十八人減の一万六千百三十二人、給水戸数では、十六戸増で、五千三百二十四戸、年間総配水量が五千三百六十七立方メ

一トル減の百五十二万二百五十六立方メートル、年間総有収水量が一万七十一立方メートル減の百三十六万八千百十二立方メートルであります。

三百三十三ページをお開きください。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。

なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は三億六千二百三十一万一千十七円で、前年度対比一・四％の減であります。内訳といたしましては、営業収益が三億五千七百三十二万二千七百九十一円、そのうち、給水収益が三億五千四百五十五万三千百五十八円であります。給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億四千五百四十三万七千六百六十二円、メーター使用料が九百一十一万五千四百九十六円であります。その他営業収益が二百七十六万九千六百三十三円、主なものといたしましては、他会計負担金二百四十一万二千六百三十三円、これは消火栓移設に伴う一般会計負担金であります。

次に、営業外収益が四百九十八万八千二百二十六円、内訳といたしましては受取利息及び配当金が百二十二万八千二百七十四円、他会計補助金が二百八十五万三千円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利子の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。雑収益が九十万六千九百五十二円、その主なものは、水道企業団保守業務委託料及び官舎賃貸料であります。

三百三十四ページをお開きください。

次に、費用についてご説明いたします。

主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は三億二千九百八十八万九千百十七円で、前年度対比〇・四％の減であります。内訳といたしましては、営業費用が二億九千二百八十九万一千三百円、そのうち浄配水費が一億四千八百九十五万二千七百三十一円、主なものといたしましては、光熱水費が四百八十七万二百八十三円、修繕費が一千百五十五万六千九百六十七円、修繕費の主なものといたしましては、配水、給水管等の修繕が九十四万八千八百四十一円、消火栓の修繕が二百二十六万八千四百十六円、水道メーター取替工事費が一千二百七十一カ所で、金額が四百二十七万九千二百円、取替え用のメーターが一千二百四十六個で、三百五十七万百六

十円であります。委託料が三百三万九千四百八十円、委託料の主なものとしたしましては電気保安業務委託料が四十三万八千四百八十円、保守点検業務委託料が五十五万一千円、水質検査委託料が百八十四万四千円であります。受水費が一億二千九百二十一万二千五百一円で、これは津軽広域水道企業団からの受水分であります。

総係費が四千九百六十三万七千五百十三円で、主なものとしたしましては、給与、手当、法定福利費の職員給与費が三千七百十三万九千八百三十六円、委託料が六百八十四万一千四百九十七円、委託料の主なものとしたしましては、水道メーター検針委託料が総件数で四万七千八十九件で、金額は三百八十一万一千九百九十七円です。電算機器保守委託料が百万八千六百二十円、上水道台帳作成業務委託料が百五十五万円あります。有形固定資産減価償却費が九千四百三十万一千五百六円、主なものとしたしましては、建物分が三百三十三万七千六百四十四円、構築物分が七千八百八十七万三千四百八十八円、機械及び装置分が一千七百四十七万七千三百十四円あります。

次に、営業外費用が三千六百九十九万七千八百十七円で、内訳としたしましては、企業債支払利息が三千五百八十七万七千八百十七円、償還先別では、財政融資資金が十九件で、二千六百二十万二千二百十九円、金融機構資金が二十五件で、六百六十七万一千六百十三円、民間資金が八件で、三百万三千九百八十五円あります。繰延勘定償却が百十二万円あります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が三千二百四十二万一千九百円で、黒字決算となったものであります。このうち、百七十万円を減債積立金として積み立てするものであります。

三百四十一ページをお開きください。

次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十一年度末企業債残高は十四億八千五百九十一万九千六百十円あります。借入先別では、財政融資資金が十八件で、九億一千六百八十四万三千四百二十円、金融機構資金が二十一件で、二億五千五百四十万九千九百九十円、民間資金が九件で、三億一千三百六十七万六千円あります。

以上で水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

収入支出決算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

数値的にはいいんですけれども、ただ、要望として、せっかく備考欄ありますので、課長、細部にわたって委託料だの説明しましたけれども、できるならば、備考欄にもそういうのを、大きいものをぜひ決算書に書いてほしいなと思って、要望をいたします。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

何か資料は渡したような記憶もあるんですけれども……。

○委員長（奈良岡文英君）

ページ数を申し上げてからお願いします。

○浅利直志委員

ページ数は、三百二十九ページ、改良工事、保存工事にかかわることです。ごさいます。

その中で、水道会計全体としては昨年度も三千万円もまた集落排水に長期貸し付けというようなことをしている状態なわけで、余裕資金がある状態なんだろうと思いますけれども、この保存工事三百二十九ページの地下式と地上式の水道メーター取替工事四百四十九万円ということで、工事費をやっているんですけれども、地上式が百四十個となっているんですけれども、地上式と地下式を実際我々のところは、常盤の場合は多くは地下式が圧倒的なんですけれども、地上式を設置するケースというのはどういうケースで進めているのか、その辺の取り組みはというふうになっているのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

水道メーターは、計量法の規定によりまして、有効期間が八年間と定められています。そのため、年度内に八年間の有効期間を満了するメーターを更新しているわけなんですけれども、その際に、地下式の方にはできれば地上式の方にかえていただけないかというお願いをしております。あくまでも強制ではないものですから、本人が、じゃあうちの方は地上式にしてもいいですよということになれば、地上式のメーターをつけています。地上式のメーターをつけていますと、冬季間の検針も可能となりますので、その辺では便利だなと思って

おります。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

藤崎町の場合、水道メーターの使用料も規則で定めているわけなんですけれども、本来、電力だとか、多くのところではメーター使用料を特別に取るというようなことはやっていないというふうな現状でありますけれども、お聞きしますけれども、地上式と地下式ですと、料金的にはというか、個別、地上式の方をやると何ぼかかると。行政的には何ぼかかると。ユーザーの料金の面と、それから一個何ぼするのかということについてはどんなぐあいになるんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

地上式と地下式のメーターの使用料でございますが、十三ミリの場合ですと、地下式が月額八十四円、地上式が二百九十四円、二十ミリの口径でございますと地下式が月額百三十六円、地上式が三百四十六円となっております。

なお、メーター本体の単価につきましては、手元に資料を持ち合わせていませんので、後ほどお答えしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

地上式と地下式、メーター使用料の料金が違うと、これもいかなものなのかなというふうに、つまりこれはいわゆる業務をやる、あるいは水道事業をやる上で、より冬季間まとめてやるよりも、毎月でわかればいい、わかりやすく、業務をよりわかりやすくするためにやるわけですので、そういう点で、その料金の違いを出すということ自体に問題を感じているところなんですけれども、それは置いておいて、この水道の使用料ですけれども、業務の使用状況を見ると、給水人口でいけば百六十八人減っていると。給水戸数では十六戸ふえているのに、百六十八人利用する世帯が、人口が減っているからだというふうなことだと思ってしまうんですけれども、全体にこの一日平均排水量も十五立米とあって、

全体にこの節水志向というか、そういう方向にどんどん悪いことではないと思うんですけれども、そういう方向になっているのかなと思っていますんですけれども、現在の水道利用の傾向の特徴と、それから大口でもっと利用するところがあるんだとか、ないとか、そういうありそうだとか、ないとか、そういう見通しについてお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

水道の利用の状況ということですが、やはり大口の事業所などで節水が行われ、平成二十年度に比べても少なくなっているというのが現状です。また、各家庭において、具体的な数字はちょっとわかりませんが、いろいろな話を総合すると、各家庭においても節水は行われているものと思っております。

また、これから大口の利用者が見込めるのかどうかというお話しですが、現在のところそういう計画等は把握しておりません。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十一年度の決算と直接、水道の使用収益、使用料にかかわることなんですけれども、例えば、どこの病院だというふうに名指しをしてもいいんですけれども、補助金だとかって、補助金というか、ときわ会ならときわ会という病院がありますよね、その水道料金というのは、それはきちんとうちの方の診療所じゃなくて、本体の方は、利用していらっしゃるのでしょうかということをお聞きしたいのでありますけれども、お答えできますでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

当町の水道を利用しているものと考えております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いた

します。

これから議案第五十五号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十六号平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

収入支出決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十六号平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

決算書の三百四十八ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入が、総額で二億三千二百八十五万七千三百三十六円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が九千五百三十万三千一百一円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が三百四十三万八千四百九十一円であります。

第二項営業外収益が一億三千七百五十五万四千二百五十五円あります。

次に、支出でございますが、総額で二億七千九百三十八万六千三十九円あります。内訳といたしましては、第一項営業費用が一億九千七百四十三万一千四百四十五円、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が二百六十九万三千四百六十六円あります。

第二項営業外費用が八千九百九十五万四千五百九十四円、そのうち、納付する消費税が七十四万四千六百円、この消費税は費用には計上されないものであります。なお、営業運転資金に充てるため、水道事業会計から三千万円を借り入れしたものであります。

三百五十ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一億四千九百六十六万三千円あります。内訳といたしましては、第一項企業債が一億一千五百九十万円、このうち、繰上償還のための企業債が一件で、八千五百九十万円あります。

第二項出資金が三千三百七十六万三千円、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が、総額で二億三千五百五十五万六千四十三円であります。内訳といたしましては、第二項企業債償還金が二億三千三百三十二万四千四十三円、そのうち繰上償還分が一件で、八千五百九十一万七千三百八十二円であります。償還先別件数では、財政融資資金が二十八件、金融機構資金が五件、民間資金が八件であります。

第三項他会計借入金償還金二百二十三万二千元、これは水道事業会計から運転資金として借り受けした資金の元金償還分であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額八千五百八十九万三千四十三円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

三百五十六ページをお開きください。

次に、事業の概要のうち、主に総括事項についてご説明いたします。

まず、加入状況ですが、加入戸数が前年度比四十六戸増の一千六百四十五戸となっております。年間総排出量が一万六千四百九十二立方メートル増の四十六万十三立方メートルとなりました。

三百五十九ページをお開きください。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。

なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は二億二千九百四十一万二千二百四十五円で、前年度対比一五・二％の増であります。内訳といたしましては、営業収益が九千百八十六万一千八百二十円、そのうち使用料が六千八百七十六万九千八百二十円、その他営業収益が十六万五千円、これは検査手数料であります。雨水処理負担金が二千二百九十二万七千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。

次に、営業外収益が一億三千七百五十五万四百二十五円、内訳といたしましては、他会計補助金が一億三千七百五十五万円、これは一般会計から繰り入れた補助金であります。

雑収益が四百二十五円あります。

次に、費用についてご説明いたします。

主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は二億七千五百九十四万七千九百七十三円で、前年度対比一・六％

の減であります。内訳といたしましては、営業費用が一億九千四百七十三万七千九百七十九円、そのうち、管渠費が一千二百六十万六千二百四十四円、主なものといたしましては、光熱水費が二百五十三万三千九百五十九円、委託料が五百五十万一千百五十四円、委託料の主なものといたしましては、污水管清掃業務委託料が百七十万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百七十五万円、マンホールポンプ場維持管理業務委託料が百三十一万六千百五十四円であります。処理場費が三千九百八十六万四千七十一円、主なものといたしましては、委託料が一千三百四十六万八千六百三十六円、委託料の主なものといたしましては、処理施設維持管理業務委託料が一千二百二十万二千六百三十六円、水質検査等業務委託料が百八万五千円であります。

三百六十ページをお開きください。

手数料が七百六十二万七千百五十四円、手数料の主なものといたしましては、汚泥運搬が三百十八万九千百四十三円、脱水汚泥収集運搬が三百九十五万六千九十二円、汚泥肥料製造が十六万二千八百七十七円であります。修繕費が二百八十四万八千三百十円、修繕費の主なものといたしましては、中野目地区処理施設高圧区分開閉器修繕が五十六万七千円、中島地区処理施設脱離液モーターバルブ修繕が五十四万八千円であります。動力費が一千二百九万六千二百五十五円、これは処理場の電力料であります。

総係費が三千五百三十三万一千二百五十三円で、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費の職員給与費が三千三百二十七万四千八百六十円、負担金が百三十九万八千四百七十七円、負担金の主なものといたしましては、飯田林崎処理施設維持管理負託金が百三十七万四千七十七円あります。

減価償却費が一億六百九十三万六千四百十一円、主なものといたしましては建物及び附属設備分が一千六百六十七万百六十六円、構築物分が六千四十一万三千百八十三円、機械及び装置分が二千七百二十八万七千百六円あります。

次に、営業外費用が八千百二十万九千九百九十四円で、内訳といたしましては、企業債支払利息が八千五十一万三円、償還先別では、財政融資資金が三十二件で七千六百七万五千七百二十円、金融機構資金が五件で百五十四万九千七十八円、民間資金が十二件で二百八十八万五千二百五円あります。長期借入金利息が六十九万百七十六円、これは水道事業会計から借り入れた借入金利息であります。水洗便所改造資金利息が九千八百十五円あります。

収益から費用を差し引いた当年度純損失が四千六百五十三万五千七百二十八円で、赤字決算となったものであります。

三百六十六ページをお開きください。

次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十一年度末企業債残高は、三十三億七千四百六十一万四千六百五十三円であります。借入先別では、財政融資資金が二十九件で三十億二千五百五十一万五千五百十二円、金融機構資金が五件で三千七百八十八万四千百四十一円、民間資金が十四件で三億一千百二十一万五千元であります。

以上で、農業集落事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

収入支出決算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百六十ページですね。

修繕費として二百八十四万円ほど支出しているのですけれども、先ほど課長は中野目地区五十四万円だとか、あるいは矢沢地区でしたか、そちらの方は幾らだとかって説明したんですけれども、修繕費の中身を金額についてはもう一度ということと、そして修繕の中身を明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

それでは、処理場別の修繕費の中身について細部にわたってお話しさせていただきます。

まず、中野目地区処理場でございますが、先ほど申し上げました高圧区分開閉器が五十六万七千円、それから排気管修理が四万七千三百円、制御盤修理が二十四万四千六百円、換気ファン取替えが九万二千九百円、フロートスイッチ交換が三万四千三百円でございます。中島地区処理場は、先ほど申しました離脱液モーターバルブ交換工事が五十四万八千円、離脱液回路追加が十万五千八百円、ダクトファン修理が四万七千四百六十円。以上でございます。常盤処理場ですが、発電機バッテリーが四万七千五百円、それから脱水機汚泥供給ポンプ修理が一万八千円、配電盤修理が四万二千六百五十円、発電機修繕が二十万五千元、通報装置修理が八万八千八百円です。次に、久井館処理場ですけれど

も、通報装置交換が九万五千円です。榊地区処理場はブロワー修繕が二十三万二千円。水木地区処理場はし渣脱水機修理が二十八万五千円、バッテリー修繕が七千円。以上が各処理場の修繕費の内容でございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その中で、常盤の処理場でポンプ四万円だとか、通常考えられる当然予想される、よくこれぐらいで済んでいるなというふうにも思うのですけれども、それと関係いたしまして、常盤小学校の付近にあります常盤処理場についてお聞きいたします。三百五十七ページのところに、年間汚泥処分量ということで、常盤地区、これは単位は立米でしたか、五百五十立米ほど汚泥が発生して、ケーキ量が五十七立米という、十分の一ぐらいにするわけですね。それで、これを見ますと、各地区に、榊であれ、水木であれ、中野目であれ、中島であれ、全部そこに持って行って、汚泥にするというふうなシステムに常盤はこれはなっているんですね、現状。そして、この十和田の県南環境保全センターに搬送しているというふうに理解してよろしいんですね。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

ただいま浅利委員がおっしゃった内容のとおりでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

こういうふうな、一つ私が懸念しているのは、みんなその常盤の処理場に持っていけば、そこが早い話が使い過ぎで疲れてしまうという、老朽化が早く進み、また取替えを早くしなければならぬという事態に、これは陥らざるを得ないのではないかとというようなことを懸念しているわけです。こういう方式、例えば、田舎館と比べてもしょうがないかもしれないですけれども、平川だとか、尾上だとか、そういうところはこういう処理の仕方をしていないようにも聞いているんですけれども、常盤と同じような処理方式で持っていているところっていうのはこの近辺であるんでしょうか、その実態把握についてはどの

ように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

近隣の状況については把握してございませんが、汚泥の処理につきましては、以前は当町、旧常盤村、旧藤崎町でも、近くの清掃施設組合等へ運んで、焼却処分等をしていたわけなんですけれども、会計検査委員の方から、国庫補助事業でやった集落排水事業で出た汚泥につきましては、農地に還元するのが本来の目的だというご指摘を受けまして、それ以来、脱水機にかけまして、発生したケーキを十和田の方へ持って行って、汚泥肥料として活用しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、この処分先の県南環境保全センター株式会社、これは純粹にその民間の処理施設なんですよね。あるいは公的、運営だけが民間でやっているということじゃなくて、全部我々行ったことがないんですけれども、その実態は公設民営じゃなくて、完全に民間のところでそういう処理をしているんだというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（奈良岡文英君）

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

民間企業だと理解しております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いわゆるそこにケーキ状で持って行って、有効活用を図るというようなことなわけなんですけれども、その実態といいますか、環境に影響がないようなものなのかどうかですね、その辺、持っていけばいいというような問題でもない

と思うので、今後その辺の環境影響負荷の点でどうなのかという問題も追跡してほしいということを要望しておきます。

それと関係しまして、そうしますと、その三百六十ページのこの処理場費というようなところで、汚泥にするために運んでくるわけですね。課長は、今年から課長になったので、そうすれば、その常盤の処理場で汚泥にするというようなことについて、その費用といたしますか、町の職員がやっているわけじゃないから、業者に前は豊産設備さんがやっていたけれども、今は入札で違う団体だと思ったんですが、会社だと思ったんですけれども、この手数料というのは、そういうケーキ状にするという手間ひまといたしますか、そういうことも含まれているというふうに考えてよろしいんですか、この手数料の中に。それとも、その前の委託料は水質検査だと言っていたんですけれども、聞きたいのは、汚泥の処理をどういうふうな形で委託しているのかということです。金額的なことをわかりましたら、お願いします。

○委員長（奈良岡文英君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時四十五分

再 開 午前十時四十五分

○委員長（奈良岡文英君）

休憩を解いて会議を再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

はい、お答えいたします。

処理場費の手数料の部分なんですけれども、まず、各処理施設から、脱水機のある常盤地区の処理場へ運搬する業務は、汚泥運搬収集手数料ということで、旧藤崎地区は津軽衛生公社さんが担当して、旧常盤地区が田舎館衛生社さんが担当して、常盤地区の処理場の方に運搬してきます。その運搬されたものを脱水機にかけて、脱水機から出たものを県南環境保全センターさんが運搬業務を担当しております。

なお、金額なんですけれども、旧藤崎地区の処理場から常盤処理場までの運搬手数料が百五十六万六千円、旧常盤地区の各処理場から常盤の処理場への運搬手数料が百六十二万三千百四十三円です。

また、脱水された汚泥を十和田の方へ運搬する業務委託料が三百九十五万六

千九十二円でございます。

また、県南環境センターさんで、汚泥肥料を作っているわけですが、昨年度の実績でいきますと、十五キロの肥料を百五十二袋、三キロの肥料を一千三百十袋作っております。この費用が十六万二千八百七十七円であります。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十六号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十七号平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるのを議題といたします。

収入支出決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（三浦郁雄君）

それでは、議案第五十七号平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明いたします。

決算書の三百七十四ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で二億三千三百六十一万五百七円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が一億五百八十九万一千二百七十四円、そのうち仮受消費税及び地方消費税が三百六十五万三千二百三円あります。

第二項営業外収益が一億二千七百七十一万九千二百三十三円あります。

次に、支出でございますが、総額で二億一千六百六十三万四千百十八円あります。内訳といたしましては、第一項営業費用が一億三千三百六十五万二千四百九十七円、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が二百四万九千五百十三円あります。

第二項営業外費用が八千二百九十八万一千六百二十一円、そのうち、納付する消費税が百三十二万六百元、この消費税は費用には計上されないものであります。

なお、企業債償還利息の財源に充てるため、企業債六百万円を借り入れした

ものであります。

三百七十六ページをお開きください。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で二億二千百四十五万九千円であります。内訳といたしましては、第一項企業債が一億九千七百二十万円、このうち、繰上償還のための借換債が一件で、一億八百六十万円であります。

第二項出資金が二千四百二十五万九千円、これは企業債の償還元金の経費として一般会計から出資金として繰り入れしたものであります。

次に、支出が総額で三億一千二百六十二万六千六百六十三円であります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が五百九十四万円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二十八万二千八百五十七円、これは岩木川流域下水道関連市町村の建設事業負担金であります。

第二項企業債償還金が三億六百六十八万六千六百六十三円、そのうち繰上償還分が一件で一億八百六十六万九千六百九十八円であります。償還先別件数では、財政融資資金六十二件、金融機構資金が二十七件、簡易保険資金が二件、民間資金が十八件であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額九千百十六万七千六百六十三円については、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

三百八十二ページをお開きください。

次に、事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。

加入状況等ですが、加入戸数が前年度より四十一戸ふえまして、一千八百十三戸、年間総排水量が五十三万四千五百五立方メートルであります。

三百八十四ページをお開きください。

次に、収益及び費用についてご説明いたします。

なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。

収益総額は、二億二千九百九十五万七千三百四円で、前年度対比一三・九%の増であります。内訳といたしましては、営業収益が一億二百二十三万八千七百一十一円、そのうち、使用料が七千四十六万七千二百円、雨水処理負担金が二千八百五十七万一千円、これは雨水処理経費として一般会計から繰り入れしたものであります。その他営業収益が三百十九万九千八百七十一円で、内訳は手数料が六十万三千円、これは設備業者の指定手数料及び検査手数料であります。

雑収益が二百五十九万六千八百七十一円、これは平成二十年度岩木川流域下水道関連市町村維持管理負担金の精算還付金であります。

次に、営業外収益が一億二千七百七十一万九千二百三十三円、内訳といたしましては、他会計補助金が一億二千七百七十一万九千円、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。雑収益が二百三十三円であります。

次に、費用についてご説明いたします。主なものにつきましては、お手元に配付いたしました費用に関する資料もごらんください。

費用総額は二億一千三百二十六万四千五百円で、前年度対比一〇・二%の減であります。内訳といたしましては、営業費用が一億三千百六十万二千九百八十四円、そのうち管渠費が六百三十二万六千八百六十一円、主なものといたしましては委託料が四百三十九万五千百三十四円、委託料の主なものといたしましては、污水管清掃業務委託料が二百六十万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が九十五万円、マンホールポンプ場維持管理業務委託料が五十六万一千百三十四円であります。

総係費が四千百九十一万八千七百七十七円で、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費の職員給与費が七百十三万八千八百九十六円、負担金が三千三百九十九万七千三十八円、主なものといたしましては岩木川流域下水道関連市町村維持管理負担金が三千三百九十一万二千六百八十八円であります。減価償却費が八千三百三十六万五千二百四十六円、主なものといたしましては、構築物分が七千四百一万四千五百九十七円、機械及び装置分が三百二十九万三千六百五円、無形固定資産分が六百五万七千四十四円あります。

次に、営業外費用が、八千百六十六万一千二十一円で、内訳といたしましては、企業債利息が八千百六十六万七百二十三円、償還先別では、財政融資資金が六十八件で、六千二百六十七万六千八百八十一円、金融機構資金が三十一件で、五百四十六万七千三百十一円、簡易保険資金が二件で、四百五十七万四千五十三円、民間資金が二十六件で、八百九十四万二千四百七十八円あります。

収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千六百六十九万三千二百九十九円で、黒字決算となったものであります。

三百九十四ページをお開きください。

次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十一年度末企業債残高は、三十四億八百万一千九十八円あります。

借入先別では、財政融資資金が六十件で、二十億一千七十四万八千三百二円、金融機構資金が三十件で、二億五千二百三十三万二千五百九円、簡易保険資金

が二件で、二億九千四百九十四万一千二百八十七円、民間資金が二十九件で、八億四千九百九十七万九千円であります。

以上で、下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（奈良岡文英君）

収入支出決算の説明が終わりました。これから収入支出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十七号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。今まで議決しました本案に対する決算特別委員会報告書については、本職並びに副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十九分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出 男

委 員 長 奈 良 岡 文 英